

「あきる野のお店を応援しよう！〜最大25%戻ってくるキャンペーン〜」消費者向け説明会を実施します



PayPayを初めて利用される方向けに、説明会と個別相談会を開催します。ダウンロード方法やスマートフォンを用いた操作方法など個別にご相談していただけます。

▽場所・日時
●あきる野ルピア3階産業情報研修室

6月21日から
東京都知事選挙の
期日前投票が始まります



任期満了に伴う東京都知事選挙は、7月7日(日)に投票が行われます。期日前投票は、6月21日(金)から始まります。

期日前投票

▽場所・期間・時間

●市役所1階コミュニティホール：6月21日(金)〜7月6日(土) 午前8時30分〜午後8時
●五日市地域交流センター2階展示室(五日市出張所)：6月30日(日)〜7月6日(土) 午

31日(土)
※期間中でもキャンペーン還元額が上限に達した場合は、早期終了となる場合があります。

▽付与率 最大25%

▽付与上限 1回当たり最大2500ポイント、1月当たり最大1万ポイント

▽対象となるキャッシュレス決済 PayPay

▽その他 詳細は、市ホームページ、あきる野商工会ホームページをご覧ください

▽問合せ PayPayカスタマーサポート窓口(☎0120・990・634)

▽担当課 商工振興課商工振興係

投票所にお持ちください。

不在者投票

投票日当日に出張などで市外に滞在している方、入院中や老人ホームなどに入所している方で、あきる野市の選挙人名簿に登録されている方は、不在者投票ができます。詳しくはお問い合わせください。

都内の市区町村から
転入した方

令和6年3月20日以後、都内の市区町村から転入された方は、転入前の市区町村で投票してください。この場合は、市民課窓口で発行する「住民票の写し」(選挙用は無料をお持ちいただく)とスムーズに投票できます。※令和6年3月20日以後に都外から転入した方は投票できません。

問合せ 選挙管理委員会事務局

6月23日から29日までは
男女共同参画週間です

誰もが、職場、学校、地域、家庭など様々なところで、各自の個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、皆さん一人ひとりの取組が必要です。男女共同参画について、この機会に考えてみましょう。

▽令和6年度キャッチフレーズ「だれもがどれも選べる社会に」

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▽問合せ 企画政策課



交通事故などに遭ったときは
必ず届出してください

交通事故や傷害事件など、第三者行為による治療のために医療機関を受診する場合、原則、加害者がその損害を負担するため、健康保険証は使用できません(必要書類の提出を条件に、申出により使用を許可する場合があります)。

健康保険証の使用を希望する方は、必ず加入している健康保険へ連絡し、健康保険証の使用許可を得てください。その際に提出が必要な書類を案内しますので、後日、必ず提出してください。健康保険は、加害者が支払うべき医療費を一時的に立て替え、提出された必要書類に基づいて加害者が保険会社へ請求します。

※仕事や通勤途中での負傷は、健康保険証を使うことはできません。
※第三者行為によって介護保険

令和6年度
国民健康保険健康事業について

国民健康保険に加入している方の医療費の適正化と健康増進のため、保健事業を実施します。特定健康診査結果や診療報酬明細書(レセプト)のデータなどを活用して、事業の対象となる方を抽出し、6月から7月にかけて順次案内を送付します。

▽実施事業

●糖尿病性腎症重症化予防事業：糖尿病性腎症が重症化して人工透析に移行するリスクが高い方に、予防するためのプログラム(面談など)を行います。

●生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業：生活習慣病の治療を中断してしまっている方に、受診勧奨を行います。

●多受診者指導事業：重複受診・頻回受診・重複服薬など

を利用する場合も届出が必要です。

※必要書類を提出しない場合や加害者と不利な示談などをした場合、健康保険証が使えなくなる場合があります。

▽問合せ

●国民健康保険：保険年金課国民健康保険係

●後期高齢者医療制度：保険年金課後期高齢者医療係

●介護保険：高齢者支援課介護保険係

「後期高齢者医療健康診査」
(無料を受けましょう！)

受診券をお送りしました。

市では、後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、生活習慣病の早期発見と健やかな生活の維持を目的に実施します。対象の方には、5月下旬に受

の可能性のある方に、受診・服薬習慣や生活習慣を改善するためのプログラム(面談など)を行います。

●健診異常値未治療者への受診勧奨事業：生活習慣病関連の健診検査項目の値に、医療機関への受診が必要と思われる値がある方に受診勧奨を行います。

▽問合せ 保険年金課国民健康保険係

産前産後期間は
国民年金保険料が
免除になります

国民年金第1号被保険者が出産したときは、出産前後の一定期間の保険料が免除され、保険料を納めた期間として将来の年金額に反映されます。

産前産後期間の保険料をすでに納付した方や、毎年継続して免除・猶予制度を利用している

方も届出してください。

▽免除期間 産前産後期間(出産予定日から出産日が属する月の前月から4か月間)

●多胎妊娠の方は、出産予定日から出産日が属する月の3か月前から6か月間

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)。

▽対象 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方

▽届出開始時期 出産予定日の6か月前から

※出産後、さかのぼって届出ができます。

▽持ち物 母子手帳、マイナンバーが確認できる書類が基礎年金番号が確認できる書類、運転免許証などの本人確認書類

▽届出・問合せ 保険年金課年金係

持ちの方には、更新申請書を6月上旬に送付していますので確認してください。新たに認定証が必要な方の申請も受け付けています。

▽対象 市・都民税非課税世帯の方が生活保護受給の方は、対象外です。

●世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている方

●預貯金などの合計額が、一定金額を超える方

▽対象施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設

介護保険負担限度額
認定証の更新

介護保険施設への入所やショートステイの利用の際、所得状況などで食費と居住費が減額される認定証は、毎年8月に更新します。現在、認定証をお

▽申請方法 申請書、預金通帳などの写しを持参の上、窓口で申請してください。



市ホームページ

納税などには便利な口座振替をご利用ください